

## 14 エネルギー関係

### ア 石油

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
C重油関税の在り方 (経済産業省)	C重油関税は石炭対策の財源であるとともに、連産品である石油製品の安定供給確保という目的もあり、依然として関税率が高いことから、需要家業界にとっては輸入抑制的な関税として機能している。平成17年度までの間においても、C重油の需要家の過大な負担が是正されていくよう、C重油関税の見直しを検討するとともに、平成18年度以降のC重油関税の在り方については、このような事態が是正されるよう、厳正に対処する。	検討・結論、措置済(法案成立、公布、平成18年4月1日施行予定)				
炉頂圧ガスタービンの定期事業者検査の周期延長 (経済産業省)	炉頂圧ガスタービンの定期事業者検査について、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降4年を限度として時期の延長を承認することについて検討し、結論に基づき措置する。 【火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（平成17・10・18原院第7号）】		措置済			

## イ 電気事業

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
自由化範囲の拡大 （経済産業省）	<p>a 小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択枝を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧（50kW以上の需要家：中小ビル・工場等）までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。</p> <p>【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】</p> <p>【平成15年電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年経済産業省令第154号）】</p> <p>【平成16年電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）】</p>	一部措置 済	一部措置 済		<p>（経済産業省）</p> <p>平成18年5月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度改革評価小委員会において、これまでの自由化の成果について報告書を取りまとめたところ。家庭部門を含む全面自由化については、上記評価・検討結果を踏まえつつ、平成19年4月から検討を開始する予定。</p>	
	<p>b 諸外国においては電力市場における全面自由化が達成されている国も多く、我が国においても、競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善は急務となっている。</p> <p>こうした点を踏まえ、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、これまでの自由化の範囲拡大の効果についての評価を継続して行う。</p> <p>なお、二酸化炭素の排出抑制に寄与することによる環境への負荷の低減や、燃料供給源の多様化によりエネルギー安全保障の確保に資すること等の観点から、風力等の自然エネルギーによる電力小売事業や、燃料電池による需要家への電力小売事業については、需要家の規模にかかわらず可能とする考えについても考慮する。</p>	速やかに 評価開始	評価			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	c 家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、これまでの自由化の範囲拡大の効果についての評価を継続して行う。その際、需要家への供給安定性や京都議定書発効を踏まえた環境問題への対応といった課題についての解決策を検討することに加え、卸電力取引市場における取引状況、中立機関における業務運用状況、行為規制の遵守状況、託送に係る制度見直し後の利用状況、新規参入の状況、電力会社間の競争等広域電力流通の状況等制度改革の実効性を評価しその結果を公表するとともに、市場分断をもたらす連系線の運用改善、広域流通の妨げとなる振替インバランスの問題解決といった喫緊の課題を含め、問題がある場合には所要の見直しを行い、環境整備を図る。		平成17年度早期に検討・評価開始、平成18年度目途に結論・措置		（経済産業省） 平成18年5月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度改革評価小委員会において、制度改革の実効性等これまでの自由化の成果について報告書を取りまとめたところ。報告書についてはHP上にて公開。 なお、報告書において当面の措置事項とされた市場分断をもたらす連系線運用改善については、平成18年から平成20年にかけて逐次改修が行われる予定であり、振替インバランス負担の軽減については、一般電気事業者各社の託送約款が平成18年度に改定される等環境の整備を図っている。	
風力発電等系統連系のあり方（経済産業省）	a 国、電力会社、風力発電事業者によって、周波数変動対策の観点や送電容量対策の観点から、解列枠の募集や会社間連系線の活用に向けた検討、風力発電連系可能量の正確な把握や蓄電池等の導入可能性調査等が実施され、平成17年春にこれらの対策のレビューが行われることとなっているが、これらの結果も踏まえ、送電系統への影響に十分配慮しつつ、風力発電機が送電系統に円滑に連系されるために必要な措置を講ずる。		逐次措置		-	
	b 風力発電等の分散型電源が小売供給を行うためには、電力会社等の他の電源によるバックアップ供給が必要不可欠であることから、バックアップ供給の取引に関する現行ガイドラインはこのような風力発電等の分散型電源による小売供給についても適用されることを明らかにし、周知する。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度			
卸電力市場の整備 （経済産業省）	供給信頼度の面、効率性の面等に留意しつつ、市場原理が有効に機能するよう、振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備やスポット取引を実現する託送制度の整備などの条件整備を行い、卸電力市場を整備する。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】 【送配電等業務支援機関に関する省令（平成15年経済産業省令第155号）】 【平成16年電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）】	措置済					
現行の接続供給制度に関する条件改善 （経済産業省）	a 現行の接続供給制度について、「適正な電力取引についての指針」や「電力の取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行うとともに、必要に応じて見直しも行う。 【電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）】	逐次措置			（経済産業省） 平成17年4月から卸電力取引所において取引が開始されたこと及びこれまでに行政当局に相談のあった事例等を踏まえ、平成18年12月に「適正な電力取引についての指針」を改定した（公正取引委員会と共同）。		
	b 同時同量の確保の方法については、電力系統全体では同時同量が守られる必要がある等の技術的な要素も踏まえつつ、より柔軟な制度への見直しを行う。 【電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）】	措置済					
	c 中立的な系統運用の一環として行われる使用量の差分の調整について、引き続き既存電力会社が担わざるを得ない場合、独占力を行使することがないように適切な制度設計を行う。 【電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）】	措置済					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>d 新規参入者の利用に当たっての透明性の向上のため、既存の電力会社の一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、電力会社・新規参入者双方の利用上の公平性の確保のための制度整備を行う。</p> <p>【電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）】</p>	措置済				
	<p>e 接続供給料金について、現行制度における変更命令発動基準の明確化を行い、コスト削減と料金低減のインセンティブが十分に機能する制度設計を行う。</p> <p>【電気事業法第16条の3第5項、第19条第5項及び第8項、第19条の2第2項、第22条第4項、第23条第1項及び第2項、第24条の3第3項及び第5項並びに第24条の4第4項及び第5項に基づく経済産業大臣の処分に係る処分基準について】</p>	措置済				
送電線整備・系統運用のルール整備（経済産業省）	<p>a 既存電力会社や新規参入者が活発な競争を行い、卸電力市場が有効に機能するために、「連系送電線」の強化を始め、全国的視点からの送電線整備が行われる仕組みを整備する。その際、これまでの地域独占と総括原価主義を前提とした送電線建設の費用負担のルールについては、自由化市場の下での新たな仕組みに改める。</p> <p>【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】</p> <p>【送配電等業務支援機関に関する省令（平成15年経済産業省令第155号）】</p>	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>b 送配電等業務支援機関が、既存電力会社からの厳格な中立性を確保しつつ、連系送電線を含む送電線の整備ルールや電力システムの運用ルールを作成することを確保する。</p> <p>【送配電等業務支援機関に関する省令（経済産業省令第155号）】 【電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令（平成15・12・15資第4号）】</p>	監督	監督		<p>（経済産業省）</p> <p>送配電等業務支援機関（中立機関）は、意志決定を行う際、議決権を電力会社、新規参入者、卸電気事業者等システム利用者、学識経験者の各グループに等しい議決権を配分するなど、中立性が確保される仕組みとした上で、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の詳細制度設計報告（平成15年12月9日）に基づき、連系線を含む設備形成ルール、システム運用ルール等について規定した電力システム利用協議会ルールを作成・公表した。（平成16年9月）</p> <p>本ルールについては、パブコメ等の意見も踏まえた修正を行った他、平成17年4月の本格運用開始以降も、実際の運用により生じた課題や利用者の利便性等を踏まえ、上述した中立性を確保した仕組みの下で、柔軟かつ機動的な改正を行っている。</p>	
送配電設備建設の自由化 （経済産業省）	<p>自家発電設備を所有する事業者が近隣へ電力を供給する場合、国民経済的観点にも配慮しながら、届出制の下、原則として自由な送電線建設を認める。</p> <p>【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】 【電気事業法第16条の3第5項、第19条第5項及び第8項、第19条の2第2項、第22条第4項、第23条第1項及び第2項、第24条の3第3項及び第5項並びに第24条の4第4項及び第5項に基づく経済産業大臣の処分に係る処分基準について】</p>	措置済				
システム運用に関するシステムの導入 （経済産業省）	<p>新規参入者が送電を円滑に利用できるように、ネットワークのセキュリティの維持にも配慮しつつ、新規参入者に対する電力システムに関する技術情報などの公開や、送電線の空き容量が適時確認できるシステムを導入する。</p>		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保 （経済産業省）	託送制度、送電線整備、電力系統の運用ルールを中立化し、発電と電力販売における競争を一層促進するため、既存電力会社の送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保について厳格な中立性・公平性・透明性の担保方を講ずる。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】	一部措置済	措置済			
非競争分野と競争分野の会計分離 （経済産業省）	非競争分野から競争分野への内部補助防止のため会計を明確に区分経理するとともに、内部補助防止のための有効な措置を検討する。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】 【託送業務について電気事業託送供給収支計算規則（平成18年1月31日施行）】	一部措置済	措置済			
規制機関の独立性 （経済産業省）	市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織や、より公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備する。	措置済				
原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用 （経済産業省）	原子力発電施設に係る技術基準の機能性化及び民間規格の活用について、安全性の確保を前提として所要の措置を講じる。 【発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）の改正（平成18年1月1日施行）】	措置	措置済			
家庭用燃料電池発電設備を一般用電気工作物へ位置付けることによる規制緩和 （経済産業省）	家庭用燃料電池発電設備については、構造改革特別区域における特例措置の評価の時期等にかかわらず、小出力発電設備として一般用電気工作物へ位置付けることにより、電気主任技術者の選任及び保安規程の届出を不要とする。 【電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第19号）】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
エネルギー管理者の兼任の弾力化 （経済産業省）	エネルギー管理者1人が管理するに適切な設備・人員等の範囲を見直す。 【エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成17年法律第97号）】	検討・結論	措置済（法案成立、公布、平成18年4月1日施行予定）			
原子力発電に関する情報公開、提供の一層の推進 （経済産業省）	国及び事業者は、安全基準の常時の見直しとその遵守に向けた厳格な監視と自己管理を徹底して行うとともに、その状況を立地住民を始め広く国民に周知させるとともに、万一の事故の場合などには、原因と影響度などについて、早期に説明責任を果たす。また、原子力発電にかかわるコストを、建設にかかわる部分、維持・運営にかかわる部分、核燃料サイクルにかかわる部分に分別して、バックエンドの経済的措置の検討の中で、国民に説明する。今後の原子力発電の政策は、このように国民との対話を通じて可能となることを銘記する。 【原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）】	逐次実施			（経済産業省） 定期検査、保安検査を着実に実施した。 また、原子力安全規制行政に対する国民の信頼の醸成に向け、原子力立地地域の地元議会等への出席やシンポジウム等の開催、一般住民との直接対話の実施、分かりやすいパンフレットやニュースレターの作成・配布、メールマガジンの配信等を通じて、原子力の安全性に関し、地元住民に分かりやすい説明を行うなど、情報提供の一層の推進に努めた。	
電力特定供給事業の推進 （経済産業省）	電力特定供給の許可事例について、ホームページで周知する。	措置済				
ダム堆砂状況調査の調査頻度の弾力化 （国土交通省）	ダム堆砂測量の頻度の最大周期を決めた上で、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況、洪水発生等に応じて適宜変更できるようにする。	措置済				



規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し （経済産業省）	電圧区分に関係なく、電力保安通信用非常用予備発電装置の工事計画の届出先を基本的に一元化することについて検討し、その結論に基づき措置する。		措置済（平成18年4月1日予定）			
発電用水力設備における安全管理審査の見直し （経済産業省）	発電用水力設備の設置・変更工事のうち、電気事業法に基づき工事の工程中に行われている安全管理審査を廃止し、工事完了時に行う安全管理審査に一本化することについて、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえた安全確保に関する検討を行い、その結論に基づき措置する。		検討・結論	措置	× （経済産業省） 昨年来、水力発電所において、電気事業法に基づく定期報告等における改ざんや工事計画の届出等を行わずに実施した工事があることが判明した。安全管理審査は事業者が行う使用前自主検査の実施に係る体制について審査するものであり、こういう状況下で工事の工程中に行われる安全管理審査を廃止することは、保安確保の観点からは適切でないと判断した。 なお、今後予定されている安全管理審査について調査したところ、工事の工程中に行われる安全管理審査は3ヶ所程度にとどまることが判明した。	
随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し （経済産業省）	a 随時巡回を行う発電所（内燃力発電所及びガスタービン発電所）における委託電気主任技術者による点検頻度の見直しについて本年度中に検討し、その検討結果に基づき見直し（告示改正等）を行う。 【平成17年経済産業省告示第283号にて委託電気主任技術者による点検頻度を定めている告示（平成15年経済産業省告示第249号）の改正】		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b 随時巡回を行う発電所（内燃力発電所及びガスタービン発電所を除く）における委託電気主任技術者による点検頻度について、平成17年度から平成19年度までの委託調査事業の中で、優先順位の高い発電所から検討を行い、年度毎の検討結果に基づき随時見直し（告示改正等）を行う。		平成17年度以降検討開始、平成18年度以降随時措置		（経済産業省） 太陽電池発電所については、平成18年経済産業省告示第362号（平成18年12月26日）にて、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）を改正した。 平成18年度は、燃料電池発電所について、委託調査事業で検討を進めているところであり、検討結果を踏まえ、平成19年度以降に必要な措置を実施する予定。	
5万kW未満のガスタービンの「変更の工事（取替え）」の工事計画の届出廃止（経済産業省）	取替えに際して工事計画の届出が必要なガスタービンの出力を見直すことについて、保安確保の観点から調査・検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成18年度を目途に必要な措置を行う。			措置	×（経済産業省） 検討の結果、当該設備は高温・高圧の燃焼ガスを取り扱うものであり、所要の保安確保の観点から、取替えに際して工事計画の届出が必要となる出力を見直すことは困難であるとの結論を得た。なお、既に平成12年の電気事業法改正により、工事計画については大幅な規制緩和がなされている。	
21 電気主任技術者の外部委託制度の審査基準の周知徹底（経済産業省）	保安管理業務のみを営む法人については、役員を従業員同様とみなし保安管理業務従事者とする事、保安管理業務以外の業務も営む法人については、保安管理業務専任の役員を従業員同様とみなし保安管理業務従事者とする事も認めていることについて周知を図る。		措置済			

## ウ ガス事業

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
ガスの小売自由化 範囲 の拡大 (経済産業省)	a 小売自由化範囲については、その拡大スケジュールを明確にして、早期にこれを実施する。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】 【ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第15号）】	一部措置済		(平成 19 年 度一部措 置)	<p>(経済産業省)</p> <p>小売自由化の範囲については、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会での審議を経て、年間契約ガス使用量 50 万 m<sup>3</sup>以上の需要家から 10 万 m<sup>3</sup>以上の需要家まで範囲を拡大することとされており、関係省令の改正を行い、平成 19 年 4 月 1 日からこれを実施することとしている(平成 18 年 12 月 28 日公布、19 年 4 月 1 日施行)。</p> <p>【ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年経済産業省令第 121 号）】。</p>	
	b 需要家のニーズにおいて、「電気」と「ガス」といったエネルギー間の区別がなくなりつつある状況や、二酸化炭素の排出抑制や燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保に資すること等から燃料電池の導入を促進すべきである点等を踏まえれば、需要家のガス供給者に関する選択肢を確保するという観点重要である。こうした点を踏まえ、ガス事業分野における家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化の在り方等についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。	速やかに評価開始	評価			

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成 16 年度	平成 17 年度			平成 18 年度
	<p>c 自由化範囲における大口供給の許可制についてはこれを撤廃することも含め、その在り方を検討する。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】</p>	措置済 (4月施行)				
	<p>d 加えて、平成16年4月の自由化範囲の拡大・新たな制度の導入を受け、新規参入の状況、事業者間の競争状況、託送供給制度の利用状況、行為規制の遵守状況、新規導管の敷設状況等制度改革の実効性について評価・検証を行い、その結果を公表するとともに、需要家への供給安定性や競争環境の整備と両立し得る安全性の確保の在り方等についても検討を行う。</p>		平成 18 年度を目途に結論		<p>(経済産業省)</p> <p>これまでの自由化範囲の拡大による効果を検証するため、自由化部門の現状等について調査を実施した結果について総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議されたところ。平成 18 年 5 月とりまとめられた報告書においては、大口需要家の割合が高い工業用需要が急増していること、広域的なパイプラインの延伸が計画され、整備が進められていること、新規参入者による供給量シェアが加速度的に拡大していること等から、大口供給の分野においては自由化に伴う競争が着実に進展しているとしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
	e これらの評価等を通じて、平成19年度からの10万m <sup>3</sup> 以上の需要家への自由化範囲の拡大の実施方法について結論を得る。			結論	<p>（経済産業省）</p> <p>平成19年4月からの年間契約ガス使用量10万m<sup>3</sup>以上の需要家までの自由化範囲拡大の実施方法について、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議され、自由化範囲の担保方法や託送における同時同量の担保方法、託送料金の多様化などの託送供給制度の充実・強化、自由化領域の供給義務の在り方等、自由化範囲拡大のための実施方法についての考え方が平成18年5月22日にとりまとめられた。</p> <p>これに基づき、関係省令の改正を行い、19年4月1日からこれを行うこととしたところ（平成18年12月28日公布、19年4月1日施行）</p> <p>【ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第121号）】</p> <p>【一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第122号）】</p> <p>【ガス事業託送供給約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第123号）】</p> <p>【ガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令（経済産業省令第124号）】</p>	
	f 10万m <sup>3</sup> 未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等についてもその課題を明らかにする。また、平成19年度の10万m <sup>3</sup> 以上までの自由化範囲拡大を受けて、速やかにその実施状況の評価を開始する。		平成18年度を目標に課題整理（平成19年度評価開始）	<p>（経済産業省）</p> <p>10万m<sup>3</sup>未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等を検討する上で考えられる課題については、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議されており、18年度末までに課題の整理を行った。</p>		

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
ガス供給インフラの整備推進 （経済産業省）	a 新規パイプライン設置者については、供給区域の例外とし、新たなパイプラインが通過するいかなる地点（他の都市ガス会社の供給区域内であっても）においても分岐管を通じて原則として自由に自由化部門へのガス供給を行うことを認める。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成 15 年法律第 92 号）】 【ガス事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令（平成 16・02・25 資第 19 号）】	措置済				
	b 新規パイプライン設置者について、一定期間、例えば、使用料を高く設定することを容認するなどの、投資インセンティブを高めるための措置を講ずる。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成 15 年法律第 92 号）】 【ガス事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令（平成 16・02・25 資第 19 号）】	措置済				
既存のガス供給インフラの第三者への開放 （経済産業省）	a 既存のパイプラインについて、大手都市ガス 4 事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成 15 年法律第 92 号）】	措置済				
	b LNG 基地についてもガス市場への新規参入を促進する観点から第三者利用を拡大するための措置について、最も実効性のある適切な方法を検討する。 【適正なガス取引についての指針（平成 16 年 8 月 6 日）】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	c 大手都市ガス4事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、自由化の範囲の拡大に伴う一層の透明性・公平性の確保の観点から、厳格な情報遮断の仕組みを整備する。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】	措置済				
ガス託送制度の改善 （経済産業省）	a 卸託送制度を整備する等、託送制度の改善を図る。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）】	措置済（4月施行）				
	b ガス事業分野における供給方法としては託送供給による方法と自営導管を敷設して供給する方法とがあるが、託送供給における同時同量の確保の方法について、需要家数が増えた場合にも託送を依頼する事業者に過度な負担とならない制度となるように検討し、結論を得る。		平成17年度検討開始、平成18年度までに結論		（経済産業省） 同時同量の確保について、平成19年4月からの年間契約ガス使用量10万m3以上の需要家までの自由化範囲拡大の実施方法の一課題として、総合資源エネルギー調査会都市熱部会において審議され、事前に想定された計画ガス払出量を実際の払出量とみなすなど、簡易な同時同量を可能とすることとして、関係省令の改正を行い、19年4月1日からこれを行うこととしたところ（平成18年12月28日公布、19年4月1日施行）。 【ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第121号）】	
市場監視機関 （経済産業省）	ガス市場において市場の公正性を監視するための機関の設計を検討する。	措置済				

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
ガス産業全体の構造改革 （経済産業省）	a ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LP ガス事業の事業区分の見直しを行う。	逐次検討			（経済産業省） 一般ガス事業、簡易ガス事業、LP ガス事業はそれぞれの供給方式の違いを踏まえて、ガス利用者の利益を確保する観点から規制が行われており、現時点においてはこうした事業区分が有効である。今後の制度改革において、必要に応じ、事業区分の在り方について検討を行う。	
	b 簡易ガス事業者による LNG 利用についてはこれを認める方向で検討を図る。 【簡易ガス事業の一般ガス事業への転換等に関する許可基準等について（16 資電部第 88 号 平成 16 年 7 月 30 日）】	措置済				
一般ガス事業におけるガス熱量等の測定及び検査場所の緩和 （経済産業省）	一般ガス事業者以外から卸供給を受ける場合及び卸供給以外でガス供給を受ける場合に、一般ガス事業者からのガス供給の場合と同様、供給元の事業場を測定及び検査の指定場所として認める。 【平成 16 年 3 月 11 日原院第 10 号 平成 16 年 3 月 31 日発出】	措置済 （4 月通知発出）				
一般ガス事業者におけるガス熱量等測定時刻の緩和 （経済産業省）	一般ガス事業者が行う供給ガスの熱量及び燃焼性の測定について、1 日 2 回の指定時刻での測定から、1 日 1 回の任意時刻の測定で足りることとする。 【ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 15 号）】	措置済 （4 月施行）				
ガス供給区域規制の見直し （経済産業省）	供給区域を持つ都市ガス事業者は、その区域内の規制需要家に対し、要請があれば供給に応じなければならない義務を有する一方、独占的に供給を行うことができる特権を有している。 都市ガス事業者は、供給区域を設定した後いつまでも供給が開始されない未普及区域を有する場合があります、結果としてこうした区域では需要家の選択肢が制限されている。 このため、これらの都市ガス事業者が有する未普及供給区域を減少する場合の判断基準を設けたが、その運営を今後とも一層厳格に行い、都市ガス事業者の未普及区域を排除する措置を講ずる。	逐次実施			（経済産業省） 平成 16 年 2 月、未普及供給区域・未普及供給地点の見直し区域の具体的な判断基準を定め、当該地域の更なる見直しを行ったところ（平成 16 年 4 月末までに未普及供給区域を有する事業者からの供給区域変更許可申請を受けつけ、許可を行っている。）。当該判断基準に基づき、19 年 5 月を目途に当該地域の更なる見直しを行うところ。	



規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
都市ガスにおける契約単位の見直し（経済産業省）	一構内、一建物内に会計主体が異なる部分がある場合であっても、会計主体相互が生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係を有する場合は一契約とする取り扱いについて、速やかに検討を開始し、平成16年度中に措置する。	措置済				
ガス導管の敷設（経済産業省）	既存導管網に余力がある場合の新規のガス導管の敷設のあり方について、既存導管網を持つ事業者と新規に導管を敷設する事業者との競争を促す観点、及び、より広範且つ効率的な導管ネットワークの整備を促進する観点に配慮して、検討し結論を得る。		平成18年度までに検討・結論		（経済産業省） 新規のガス導管の敷設の在り方について、平成19年4月からの年間契約ガス使用量10万m3以上の需要家までの自由化範囲拡大の実施方法の一課題として、総合資源エネルギー調査会都市熱部会において審議され、既設導管のうち、大口供給とは異なる目的（発電用導管や卸供給用導管）で設置された導管から需要家に直着で供給が可能であり、且つ、新規需要向けである場合には、供給者と供給手法の選択の余地の有無を個別に判断することとされている（平成18年5月22日に報告書とりまとめ）	
ガス保安制度の見直し（経済産業省）	10万m <sup>3</sup> 以上の小規模な需要家が自由化の対象範囲に含まれることとなった場合、現在、一般ガス事業者が事実上行っているガス設備の保安を需要家自らが行うことによって適切になされなくなるという懸念が指摘されていることから、適切な保安のあり方について検討し、結論を得る。		平成17年度検討開始、平成18年度までに結論		（経済産業省） 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において検討を行い、結論を得た。 「総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書～年間契約ガス使用量10万m3以上の需要家までの自由化範囲拡大等について～」(平成18年5月22日)	

## エ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備（経済産業省、総務省、国土交通省、公正取引委員会） <ITイ に再掲>	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んでいた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、独占禁止法による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。					
	a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況（市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など）を調査する。	逐次実施			（経済産業省） 電気事業及びガス事業分野においては、情報収集に努めるとともに、市場における競争状況について新規参入の状況等の動向調査を実施している。 （総務省） 平成15年度から平成18年度にかけて、固定通信領域、移動体通信領域、インターネット接続領域、企業内ネットワーク領域の全ての領域について、競争評価を実施。 （国土交通省） 国内航空運賃について、平成14年12月より新規参入路線の運賃の設定・変更状況をとりまとめ、公表している。 （公正取引委員会） 今後とも変化の激しい公益事業分野等における競争実態の把握に努め、独占禁止法上の考え方の明確化を図ることにより、公正かつ自由な競争の促進に努めていくこととしている。	

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
	<p>b 公益事業分野における競争政策の強化</p> <p>競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。</p>	逐次実施			<p>（経済産業省）</p> <p>電気事業及びガス事業分野においては、競争制限的な行為に関して、情報収集・調査を行い、適正な取引について指針に反映するなどの取組を実施している。</p> <p>（総務省）</p> <p>平成 15 年度から平成 18 年度にかけて、固定通信領域、移動体通信領域、インターネット接続領域、企業内ネットワーク領域の全ての領域について、競争評価を実施。</p>	
	<p>c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備</p> <p>通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。</p> <p>【電気・ガスに関する紛争処理ガイドラインの制定（平成17年5月20日）】</p>	逐次実施			<p>（経済産業省）</p> <p>電気事業及びガス事業分野においては、相互参入が進展し、分野横断的な競争が行われていることを踏まえ、その結果生じている紛争について情報収集・調査を行い、適正な取引について指針に反映するなどの取組を実施している。</p> <p>また、平成 17 年 5 月 20 日に電気・ガスに関する紛争処理ガイドラインを制定した。</p> <p>（公正取引委員会）</p> <p>平成 17 年 2 月 18 日に、電力・ガス・電気通信事業分野における公益事業者間の相互参入について、その実態を調査するとともに、独占禁止法上の考え方を明らかにしたところであるが、今後とも変化の激しい同分野等における競争実態の把握に努め、独占禁止法上の考え方の明確化を図ることにより、公正かつ自由な競争の促進に努めていくこととしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
	<p>d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係</p> <p>公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡をとり、事業者に混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。</p>	逐次実施			<p>（公正取引委員会、経済産業省）</p> <p>電気事業及びガス事業分野においては、事業規制に関わる事項については経済産業省、また、競争阻害等に関わる事項については公正取引委員会がそれぞれ役割を分担し、事業者に混乱が起らないよう適切に対応している。</p> <p>（公正取引委員会、総務省）</p> <p>電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている（平成14年12月及び平成16年6月改定）。</p>	
	<p>e 事業所管官庁における中立性確保</p> <p>事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。</p>	逐次実施			<p>（経済産業省）</p> <p>電気事業及びガス事業分野においては、公平・中立な立場として、市場監視を実効的に行う観点から、総合資源エネルギー調査会の下に外部有識者等を構成員とした市場監視小委員会を設置、平成18年6月に第2回市場監視小委員会を開催した。</p> <p>（総務省）</p> <p>電気通信事業分野の競争評価に当たっては、事業者説明会の開催、意見公募の利用、データの公開等により議論の公開性を高めている。また、専門的見地を要する場合には、事業者や有識者が参画できる公開のカンファレンス等を開催することで、評価の内容を深めている。</p>	

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
インフラ整備の促進 (関係府省)	a 電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る規制について、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。	実際上の必要性が生じた場合に検討			（経済産業省） 今後、エネルギー政策の観点から、必要性が生じた場合には、適切に検討する。	
	b 熱供給事業法の対象外の小規模(21 ギガジュール/ｈr 未満)の熱供給導管についてもエネルギー政策等の観点から公共財的性格が法令上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占用を認めることを検討する。	実際上の必要性が生じた場合に検討				
道路占用料の見直し等 (国土交通省)	a 地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることについて、周知徹底する。 【国土交通省道路局路政課長通知（平成 17 年 10 月 3 日付）】		措置済		（国土交通省） 道路占用料単価の見直しについて、平成 19 年に道路法施行令を改正し措置する。	
	b 道路占用料単価の見直しについて、市町村合併の状況を踏まえつつ、平成 18 年中に結論を得ることを目途として検討する。		検討			
試掘に関する考え 方の明確化 (経済産業省)	地質調査（三次元地震探査に限らない）の結果等から判断して鉱物の賦存可能性が高いと見込まれる区域等で試掘が行われる場合には、鉱物の合理的開発上必要がある場合として、鉱業法第 14 条第 3 項に定める鉱区面積の上限を超えた鉱区の鉱業権を設定し得ることを各経済産業局に周知徹底する。		措置済			
事業所の室温に関する規制の整合性確保 (経済産業省)	「夏季の省エネルギー対策について」（省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）における冷房中の室温に関する記載について、労働安全衛生法事務所衛生基準規則と整合性のある表現とする。		平成 17 年中に措置済			

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討 （経済産業省）	平成 18 年 4 月の改正省エネ法施行後、5 年の「経過措置期間」を設け、この間は、現行のエネルギー管理士、エネルギー管理士試験合格者及び研修修了者に対して特別研修を実施し、新しいエネルギー管理士へのスムーズな移行を図るとともに、新しいエネルギー管理士試験を受験する際、試験課目の一部を免除するなど、事業者、資格保有者に対して過大な負担とならないようにする。			措置	（経済産業省） エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和 59 年 3 月 9 日通商産業省令第 15 号）を改正し、旧法下のエネルギー管理士、エネルギー管理士試験合格者及び研修修了者に対する移行措置として特別研修の実施及びエネルギー管理士試験課目の一部免除を措置。（平成 18 年 4 月 1 日施行）	
補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認方法の見直し （経済産業省）	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認の電気検層深度等の方法に導入について、事業者が実施する電気検層時の揚管作業等の実態を把握した上で、検討を行う。			検討	-	
鉱業権設定における都道府県知事との協議における地元市町村長への意見聴取の徹底及び環境保全の観点からの意見提出が可能であることの明確化 （経済産業省）	鉱業法第 24 条の協議に際し、出願区域等の市町村長の意見を反映した回答が為されるよう経済産業局長が都道府県知事に要請すること及び市町村長は環境保全の観点から都道府県知事に意見を述べられることを示すための通達を発出する。「鉱業法第 24 条に基づく協議について」（資源エネルギー庁資源・燃料部長通達）		措置済			